

○令和5年度の年金生活者支援給付金額の改定について

令和5年4月分（6月15日支払分）の給付金額は、法律の規定により、3月分までの給付金額に比べ、2.5%引き上げとなります。

給付金を受給されている方には、日本年金機構から、令和5年6月に給付金が振り込まれる前に「年金生活者支援給付金額改定通知書」が届きます。

◆年金生活者支援給付金額 改定前と改定後の比較

	令和4年4月分～令和5年3月分（月額）	令和5年4月分～（月額）
老齢年金生活者支援給付金	5,020円※4	5,140円※4
障害年金生活者支援給付金 1級	6,275円	6,425円
障害年金生活者支援給付金 2級	5,020円	5,140円
遺族年金生活者支援給付金	5,020円	5,140円

※4 基準額であり、実際の金額は保険料納付済期間等に応じて算出されます。

○国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の適用期間延長について

御坊市国民健康保険に加入している方のうち、被用者の方（雇い主から給与の支払いを受けている方）で、新型コロナウイルス感染症に感染または感染疑いのため勤務することができず、その期間の給与の全部または一部が支払われない場合に支給される「傷病手当金」の適用期間を次のとおり延長しました。

「傷病手当金」を受けるためには申請が必要です。申請を希望する場合は、事前に国保年金課国民健康保険係（☎0738-23-5530）に電話でお問い合わせください。

◆適用期間 令和2年1月1日から令和5年5月7日の間で、療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6か月まで）

○後期高齢者医療制度にご加入の皆様へ

後期高齢者医療制度の保険料軽減判定基準が拡充されます

和歌山県後期高齢者医療制度の保険料軽減判定基準が拡充されます。

年間の保険料は、被保険者が等しく負担する均等割額（50,317円）と被保険者の所得に応じて決まる所得割額（9.33％）の合計額です。

世帯の所得が低い方に対しては均等割額が軽減される措置があり、令和5年度から対象世帯が拡充されました。

世帯内の被保険者全員と世帯主の所得金額の合計額が下表の計算式で算出した金額以下になる場合、均等割額を軽減します。

◆軽減割合算出表

軽減割合	令和4年度	令和5年度
5割軽減	43万円＋10万円×（年金・給与所得者の数－1）＋ <u>28.5万円</u> ×（被保険者数）以下	43万円＋10万円×（年金・給与所得者の数－1）＋ <u>29万円</u> ×（被保険者数）以下
2割軽減	43万円＋10万円×（年金・給与所得者の数－1）＋ <u>52万円</u> ×（被保険者数）以下	43万円＋10万円×（年金・給与所得者の数－1）＋ <u>53.5万円</u> ×（被保険者数）以下

なお、令和5年度保険料額の通知は、7月中旬に送付します。